

## 平成21年度 第3回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成22年2月24日（水）午前9時30分～午前10時15分
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3・4
- 3 出席者 安藤丁士委員、池山武志委員、小坂芳則委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員（以上学識経験者）、戸田久晶委員、谷崎正明委員、尾野康雄委員、熊沢直紀委員（以上町会議員）、愛知県尾張県民事務所長林昇平委員、愛知県尾張建設事務所長大内博男委員（代理出席：坂元裕企画調整監）、西枇杷島警察署長河野勝信委員（代理出席：廣田憲治交通課長）  
（欠席）なし  
（豊山町）鈴木町長、豊吉理事、坪井部長、長谷川課長、飯塚補佐、高桑係長、菊地主任
- 4 議案 諮問第1号 豊山町都市計画マスタープランの策定について
- 5 その他
- 6 会議資料 (1) 議案書  
(2) 豊山町都市計画マスタープランの概要（諮問第1号の説明資料）  
(3) 豊山町都市計画マスタープラン策定経過概要（資料No.1）  
(4) 豊山町都市計画マスタープラン（素案）及び（案）の変更部分対照表（資料No.2）  
(5) 名古屋都市計画特別用途地区の変更（豊山町決定）（参考資料No.1）  
(6) 名古屋都市計画地区計画の変更（豊山町決定）（参考資料No.2）

### 7 議事内容

（開 会）

- 司 会： ただ今より、平成21年度第3回豊山町都市計画審議会を開催いたします。会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明いたします。  
「議事録の作成に関する指針」の取り扱いにつきましては、当審議会では、次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。  
議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は「非公表」として確認させていただいております。
- 司 会： はじめに、会長よりご挨拶をいただきます。

（会長あいさつ）

- 会 長： 本日は、当審議会にご出席頂きましてありがとうございます。

日頃より皆様には、豊山町の都市計画行政につきましてご協力を頂き、また、当審議会の運営につきましても何かとご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本日の議題でございますが、豊山町都市計画マスタープランの策定について、町より諮問されておりますのでお諮りするものであります。

よろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございます。続きまして、町長より一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 本日は、大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題といたしましては、豊山町都市計画マスタープランの策定について審議会に諮問させていただいております。

よろしくご審議の程お願いいたします。

(資料の確認)

司 会： 本日の資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方にご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立いたしております。

当審議会の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、議事の進行につきましてはよろしく申し上げます。

(議事)

会 長： それでは、これより私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

本日ご審議いただきますのは、お手元に配布しております議案書の諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの策定について」でございます。

本日の議事が円滑に進行いたしますよう皆様方のご協力の程よろしくお願い申し上げます。それでは議事に入ります。

諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの策定について」事務局より説明をお願いします。

(諮問第1号：豊山町都市計画マスタープランの策定について説明)

事 務 局： 「諮問第1号」豊山町都市計画マスタープランの策定についての説明に入る前に、「資料No.1」により、策定経過についてご報告します。

資料No.1の「豊山町都市計画マスタープラン策定経過概要」をご覧ください。

都市計画マスタープランの策定には、地域別懇談会（ワークショップ）、策定委員会、都市計画審議会という会議を経ております。地域別懇談会は平成20年11月30日から平成21年10月15日まで、第5回開催し、地域別構想の素案となる内容のとりまとめをお願いしました。策定委員会は平成21年2月24日から本日平成22年2月23日まで5回開催し、都市計画マスタープランの策定について逐次ご意見をいただきました。そして、策定委員会においては（原案）の策定までをお願いしました。

その原案をもとに事務局で一部手直しをし（素案）として平成22年1月18日から2月1日までの2週間パブリックコメントを行いました。

本日、2月24日、第3回都市計画審議会において、本日議案書としてお示ししております、都市計画マスタープランの策定について、を諮問し答申をいただく予定となっております。

パブリックコメントの結果についてご報告いたします。期間は平成22年1月18日（月）から平成22年2月1日（月）の2週間行いました。方法としましては、役場1階情報コーナーと都市計画課窓口に、（素案）を閲覧できるように置くとともに、町のホームページにも掲載し、広くご意見をいただけるように行いました。その結果につきましては、ご意見は寄せられませんでした。以上でパブリックコメントの結果についてのご報告といたします。

以上、簡単ですが、資料No.1の「豊山町都市計画マスタープラン策定経過概要」の説明とさせていただきます。

続きまして「資料No.2」豊山町都市計画マスタープラン（素案）及び（案）の変更部分対照表についてご説明いたします。

昨年12月18日開催の第2回都市計画審議会に、都市計画マスタープラン（素案）を報告させていただき、その時にご意見をいただいた部分について、事務局で検討を加え、文章について加筆訂正をしました。この資料で示させていただいておりますのは、大きな変更点を抽出し、対照表としたものであり、字句の訂正等の軽微な変更については作成しておりません。

「資料No.2」により順に説明いたしますが、変更後の該当ページは計画書のページを示しています。それでは資料により説明いたします。

28ページの「将来市街地の規模」を見直しました。（素案）では将来のフレームの根拠となる、人口、商業、工業の推計により土地利用の面積を具体的に示しておりましたが、「土地利用の方針」の中で具体的に位置、区域等が明確にすることでフレームを示すまでもなく十分であると判断しましたので、記述を改めました。

32ページの「広域交流拠点」を見直しました。県営名古屋空港を広域交流拠点とする記述に変更しました。これは県区域マスとの整合を図るためのものです。また、中道地域を広域交流拠点と連携した土地利用を図ることを明確にするために記述を追加しました。残りの細かい点の変更理由の欄をご覧ください。

46ページの「市街化調整区域の土地利用の方針」の一部を削除し、一方、2項目を追加しました。「産業立地誘導地区」の記述のうち「高添地区」を削除しました。「地域振興関連地区（リザーブ用地）」と「土地利用検討地区」の項目を新たに設けました。

50ページの「都市の骨格を形成する幹線道路」につきましては記述が重複しているため削除しました。

51ページの「幹線道路網の整備方針」の表中に名濃道路を追加しました。

76ページの地域別構想、新栄小学校区の土地利用の方針を見直しました。高添地区の記述を見直しました。

80ページ、豊山小学校区の土地利用の方針を見直しました。(都) 空港中央線沿道の記述を見直し、中道地区を地域振興関連地区として追加しました。

以上が第2回都市計画審議会に(素案)としてご報告した内容と今回諮問しております計画書(案)との主な変更点でございます。これで資料No.2の説明とさせていただきます。

それでは、諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの策定について」ご説明申し上げます。

変更点は資料2により説明しましたので、詳しい説明は割愛させていただきます。計画書とA3の3枚つづりの「諮問第1号の説明資料」をご覧ください。説明は説明資料により進めさせていただきます。

今回、策定しています豊山町都市計画マスタープランは4章構成となっています。

序章は1ページから4ページであります。序章では、「都市計画マスタープランの改定の背景」から「都市計画マスタープランの目標年次」までの4項目について記述してあります。

資料2の1ページは「都市計画マスタープランの改定の背景」についてです。

2ページには「都市計画マスタープランのあらまし」についてです。

3ページには策定体制図を示しています。

4ページには「都市計画マスタープランの目標年次」となっております。

第1章 豊山町の現況と課題に移ります。該当のページは、5ページから24ページであります。この章では豊山町の現況と課題について記述したものです。

まず、5ページは「1. 歴史・概要」、6ページは「2. 広域立地特性」、7ページから15ページまでが「3. 都市の現況と課題」、16ページは「4. アンケートからみた都市整備のニーズ」、18ページは「5. 社会潮流」、20ページは「6. 上位計画・関連計画の概要」、23ページは「まちづくりの基本課題」となっております。

第2章に移ります。25ページから71ページであります。この章では、まちづくりの基本理念・都市計画の目標から個別の都市施設の整備方針までを全体構想として記述したものです。

25ページには、現在策定中の第4次総合計画の基本理念「小さくてキラリと輝くまちづくり」、まちの将来像「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」を紹介しています。

26ページ都市計画マスタープランのまちづくりの基本理念と都市計画の目標について記述しております。

27ページでは、将来市街地の規模についてです。

29ページから37ページは将来都市構造についてです。将来都市構造とは、まちづくりの基本理念・目標を具体化し、都市の基本構造として示したものが将来都市構造であります。将来都市構造図は資料に示した通りとなっ

ております。

38ページから48ページは土地利用の方針です。土地利用の方針は大きく市街化区域と市街化調整区域の区域区分毎で記述しております。

市街化区域については、住居系、商業系、工業系について記述しております。それぞれ、その土地のこれまでの経過や周辺の地域特性を意識してそれぞれの土地利用の方向性について記述しております。

市街化調整区域については、農業系土地利用と都市的土地利用について記述しております。土地利用の方針図については48ページにお示ししております。

49ページから52ページは道路交通体系の整備方針です。

53ページから58ページは公園緑地の整備方針です。

59・60ページは河川・下水道の整備方針です。

61ページから63ページは市街地整備の方針です。

64ページから66ページは景観形成の方針です。

67ページから69ページは環境共生・防災・人にやさしいまちづくり方針です。

70・71ページは住民参加・地域協働に関する方針です。

第3章は地域別構想です。72ページから87ページであります。地域別構想とは、「全体構想」で示した「都市構造上の位置付け」「土地利用の方針」「主要な都市施設に係る方針」を踏まえ、地域レベルのまちづくりの方針を定めるものです。

この章では、小学校区を基本とした、それぞれの地域のまちづくりの地域別の構想を記述しています。

74ページ78ページは新栄小学校区です。新栄小学校区の地域づくりの目標は、「先端産業、暮らしやすい市街地環境、優良な農地が調和したまちづくり」です。地域別構想図としては、計画書の78ページ示しております。

79ページ83ページは豊山小学校区です。豊山小学校区の地域づくりの目標は、「にぎわいと暮らしやすい市街地環境が調和したまちづくり」です。地域別構想図としては、計画書の83ページに示しております。

84ページ87ページは志水小学校区です。志水小学校区の地域づくりの目標は、「身近な緑と暮らしやすい市街地環境が調和したまちづくり」です。地域別構想図としては、計画書の87ページに示しております。

以上で諮問第1号「豊山町都市計画マスタープランの策定について」の説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問或いはご意見がありましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

A 委員： 今のご説明の中で、資料2の変更前と変更後の対比した資料を見ておりますと、46ページ以降に、土地利用方針ということで将来が楽しみな形で書いてございますが、ここに書かれているところは、それぞれ立地条件を定めておられると思いますが、特にお願いしておきたいことは、重要な農地が、まあ未開発地域だから将来いろいろな開発計画で立地してもいいというようなことになっておるんですが、新農地法もできて、農地の転用というものが非常に難しくなってきたおかげでございます。それで虫食い状態の開発を止めるために、町が都市計画を将来土地利用計画の中で、マスタープランをつくって、目新しく開発されるというのも大変結構ですが、やはり美田をいかに残していくかと

いうことを踏まえた形で対応していただけると有難いと思うわけです。一言で言うならば、無秩序な開発を抑えるために、この都市計画マスタープランの中で、いろいろな策定をされたことを踏まえて、より一段と地域の住民に指示されるような方向でご検討されるといいんじゃないかということをおもうわけでございます。

もう1つでございますが、ただ今も説明にありましたように、本日説明資料のマスタープランの概要の5番目のところに、都市施設の道路交通体系の整備ということが出ておりますが、これからどういう形で展開されていくか楽しみなどころがあると思います。ただ現実を踏まえて、神明公園の周辺の道路は、昨日あたりはポカポカ陽気でしたので、違法駐車が多くて困っております。つまりあれだけの立派な公園を造りがてら、駐車場整備がされていない。こういうときにやはり都市施設の整備ということで、どのように取り計らっていただけるのか。あそこを巡回におみえになるパトカーに聞くと、止まっている車から何mか開いていけば駐車違反になりませんということで、実は車の間から人が出て交通事故も実際に起きておる状態です。こういった計画の中とは違った意味で、現実問題として、そういう問題がありながら、こういう都市整備という形でうまく言葉をかかわらせておるようなんですが、現実には地域住民が迷惑をしているようなものをこういう方針の中で、どの様に活かされていくか。できたら一つ、穏やかに解決される方法をご検討願えればと、この2点でございます。

会 長： ただ今A委員からご質問がございましたが、2点について事務局いかがでしょうか。

事 務 局： まず農地の問題につきましては、A委員は農業委員会の会長でもありますし、都市計画課としても農地法の改訂というものを非常に重く受け止めております。実際の運用上の適用というのは6月からと聞いておりますので、今後はですね、今までの農地の開発というものは抑制的に動いていくものと考えております。都市計画マスタープランの方ではどういうふうを考えているかといいますと、前回も高添地区とか神明地区、特段高添地区の話だったと思っておりますけれども、今後は例えばあの地域を公共公益的な施設として土地利用するとした場合、例えば工業系でも住宅系でもそうでありますけれども、農地転用を伴うものについては、都市計画のきちとした手続き、ある意味、地区計画を定めて、地域の皆さんの合意を得てやっていくという手法を取らないと農地転用が多分スムーズにいかないだろうと考えております。ですので、開発許可の具体の運用がどの様に動くかはまだこれからでございますけれども、今までのようなやり方で開発許可が動いていくということは考えておりません。ですので逆に言うと行政の方から積極的に、町的な土地利用の考え方を地域にお示しをしまして、ご理解をいただいてやっていくという手法が、今後の調整区域での農地の開発というものに関わってくるだろうと思っておりますので、そういう位置づけの中で町としても内部的に、そういう大きな開発というものを検討するようなシステムを持ちながらですね、やっていかなければいかんだろうと思っております。

もう1つ、公園若しくは神明地域ですね、周辺道路のお話をいただいております。都市計画課としましては公園も管理しておる側でございますが、A委員が言われている話は課題として考えております。気候の寒い時期はそれほどありませんが、これから気候が良くなり、土日になって農業をやられる方

も作業をやられる、公園来園者も非常に増える。駐車場もですね、計画上はこれくらいあればいいだろうと、まあ土地も確保しなければいけないものですから、これくらいで大丈夫だろうということやっておったんですけども、非常に気候のいい時期に周辺の道路にご迷惑をかけているということが実態としてあるということは認識しております。町の方はこれまでも神明公園側へ行くまでの道路環境の整備等は、出来る限り積極的に、まあ現道の中でやらしていただいているので、あまり効果的ではないといわれるとそれまでなんですけれども、町としましては出来る限り、地域の農家の方と公園利用者と調和ができるようにできないかなということ少しづつ取り組みをさせていただいております。駐車場の問題についても、なかなか今思い切った話できませんので、またそういうご意見があったということ記録に残しながら課題にしていきたいと考えております。

A 委員： ありがとうございます。

会 長： その他、何かございませんか。はいどうぞ。

B 委員： 豊山小学校区のことちょっとお聞きしたいんですけども。地域産業の拠点づくりということがだいぶ前からございまして、伊勢山交差点を中心として商業づくりという話が10年ぐらい前から出ておったと記憶しておるんですけど、その後どの様な構想をされておるのか、お聞きしたい。

事務局： 今までとこれからでは、実はだいぶ違う状況が生まれてくるだろうと思っております。伊勢山交差点についてはそもそも近隣商業地域という用途を張り付けまして、商業系の店舗が張り付くよう準備はしておったんですけども、愛知県の方でここ数年非常に積極的に道路改良をやっていただいております。来年度で都市計画道路そのものが完成をいたします。ですので交差点についても、今までとは違う形に徐々になりつつあると思っております。道路が出来上がった後については、多分車の通り方も変わりますし、旧国際線ターミナルビルの店舗もですね、少しずつ活況を呈している状況になりますので、伊勢山交差点の周辺というのは徐々にですね、今は農業形の土地利用をされている部分が多いんですけども、徐々に変わっていくだろうというふうに考えております。それで私どもの課としましては、商工会とも仕事の場面でお話することがございますので、そういう「軸」、地域の方が例えば買物ができるような、そういうものを地域の皆さんが生活できるところに造ってもらいたいという話をしながら、少しずつお話を進めていると、今までは道路もきちっとできておりませんでしたので、なかなかそれが目に見えてこなかったんですけども、今後はですね、道路ができて、人通りも少しずつ戻ってきておりますので、その地域の重要性というものを、是非地域商業のために使っていただけるように、商工会会員との話を通じてですね、やっていけないだろうかなと考えております。拠点としては非常に大きな拠点を地域で造っていただきたいと思っております。都市計画道路上の沿道も、用途的には住居系の用途が張り付いておりますけれども、サービスの店舗は十分に張り付く用途になっておりますので、道路ができた後はやはり少しずつ変わっていくのではないかと考えております。

会 長： よろしいですか。その他、はいどうぞ。

C 委員： マスタープランの中へ掘り下げていくような話になってもよろしいですか。

会 長： できますれば、マスタープラン全体の話でまとめていただきたいと思います。掘り下げた話はまた別のところでやっていただければよろしいかと、簡

単に一言だけお願いします。

C 委員： マスタープランを読ませていただきましたけれども、現況と課題になっておりますよね。現況を説明して課題としては、具体的な行動を示した文言になっていないような感じがするのですが、例えば12ページを開いていただきますと、都市施設とありまして道路整備状況のことが書いてあるのですが、それを見ますとですね、課題としてちょっと読み上げますと「幹線道路ネットワークが概ね整備されていますが・・・利便性、安全性を図るため道路整備が必要となっています」ですね、課題の後にどうして行くという文言を入れていただくのが、マスタープランではないかと思うんですけど、そういうことで例えば、課題は課題としてあるのですが、それならどうして行くのか、豊山町の発展のためにどうして行くんだという文言がほしいですね。「道路整備を行っていきます」というように、なっていますでは、状況を説明しているだけですので、やはりマスタープランであるならば、現況と課題と、それならばどうするんだという計画みたいなものがあるのはじめて、マスタープランというのは計画ですからね、こういう書き方はちょっと中途半端な気がするんですが。

会 長： よろしゅうございますか。あくまでも全体の大きなプランでございまして、私が思うには、今はこうして必要がありますよということを認めつつ、次にじゃあどういう手を打っていくかということは、実施計画とか、町のそれぞれの細部にわたる計画の中で、それは実現していけばいい話であって、マスタープランの中で、じゃあ10年後はどうするんだということをここに書いてしまうと、それが固定となってしまう。必要性があるということを町の方が認めて、それを今後は実施計画という形で、計画を立てていただければ私はいいかと思いますが、その辺、町としての考えはいかがでございましょうか。

事務局： 会長からもいろいろなアドバイスをいただいておりますけれども、まず構成としましては、現況がこうで、課題については課題の抽出をしたということでございます。それを基にしてですね、課題があるということで、それをどういうふうに都市施設、例えば道路を整備していったらいいだろうかということ、道路で言いますと49ページから整備方針というところに書いてございまして、50ページのところにどうしたらいいだろうかということ、大枠、大枠のことを片括弧3のところに書かさせていただいております。「自転車の安全確保等を図ります」とかいろいろ書いてございます。多分、C委員が言われるのは、実際にやっていないじゃないかということが背景としてですね、これまでの経過もございしますのでね、多分そういうことも含めて言われておるんですけれども、先ほど会長からアドバイスがございましたように、町としましてもこういう課題をもってですね、私どもの方から予算化して、実施計画に上げてもらって、事業実施にこぎつけていくと、そのための根拠としたいという形になっておりますので、是非こういう形で、町としてもこういう悪いところがあるんだということを皆さんに、町が出したことを認めていただいて、それを業務を進めるときの実施計画に上げさせていただいて、事業を推進していくというふうに考えておりますので、中途半端ということではなくて、問題があるということ、まず町として認めると、それを大枠こういう形が問題だから整備を進めていきますよということまで書かせていただきます。実行段階は次の段階になるだろうというふうに考えております。ありがとうございました。



会長： 追々これは実施計画の中で、考えて議論していただければよろしいかと思  
います。  
その他、よろしゅうございますか。

(採択)

会長： それでは質問も終わったようでございますので、ここで採択をさせていただ  
きたいと存じます。諮問第1号、豊山町都市計画マスタープランの策定に  
ついて、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。  
賛成多数ということでございます。それでは諮問第1号、豊山町都市計画  
マスタープランの策定については、原案のとおり可決ということにさせてた  
だきます。後日この旨を町長に答申させていただきたいと思っておりますので、ご  
承知おきいただきたいと存じます。

(その他)

会長： 続きまして、次第の4その他に入ります。事務局より説明をお願いします。  
事務局： そうしましたらその他としまして、今回少しお示しをさせていただいてお  
ります参考資料 No. 1 と参考資料 No. 2 の要点だけご説明させていただきます  
す。

参考資料 No. 1 の方はですね、今後県と調整を進めていく予定をしております  
都市計画の変更について、参考資料としてお示しをさせていただいております。  
まず参考資料 No. 1 は、特別用途地区の変更の図書をお示ししております。  
現在ですね、三菱重工業の一部地域がですね、東川地区ということで  
これまでも特別用途地区ということでいろんな建築制限を加えさせていただ  
いておりました。今回、市街化区域編入という作業に伴いまして、三菱重  
工業の本体工場のある地域約28haと旧空港地域の一部を取り込んだ約3.  
4haを特別用途地区の松ノ木島地区として、建築制限をかけていきます。  
ここはですね工業地域でありますので、工業地域は実は家とか、福祉施設、  
店舗、あとは遊戯施設などが建ってしまうものですから、今回の市街化区域  
の拡大に際して工業専用地域に近い形の用途規制をかけていくということ  
であります。そうすることによって工業的な土地利用が促進されるであろう  
ということで、愛知県の決定される市街化区域の拡大と同時にですね、特別  
用途地区の決定を町決定として、していく予定をしております。それで5ペ  
ージには新旧対照表というものを付けております。3ページ、4ページがそ  
の地域の位置図、計画図となっております。出張ったところの区域は旧の空港  
区域で、空港区域から除外された区域を三菱重工さんが約3.4haを今回  
買われました。そこが市街化調整区域のままです。そこを取り込んだ形  
で今回編入すると同時に特別用途地区をはめていくということであり  
ます。新旧対照表を見ていただければわかりますけれども、松ノ木島地区  
の規制をすべて少し強い用途をはめていくということでもあります。地権者  
としての三菱重工さんについては内諾はいただいておりますが、これから正式  
な都市計画決定の手続きをするときにも、また改めて地権者には説明をさせ  
ていただきます。そうすることによりまして周辺地域にはですね、いろんな  
意味での影響は緩和されるだろうと考えております。

続きまして、参考資料 No. 2 の地区計画の変更についてございます。ここにつきましては林先地区計画というものを、旧の国際センターミナルビルを開発するに際しまして、かつて地区計画の決定をさせていただいております。市外化調整区域地区計画でございましたので、今回市街化区域の編入に際して、この地域を近隣商業地域という用途地域にですね、今お願いをしております。手続きにもうすでに入っておりますので、順調に進めば今年中に近隣商業地域になるだろうと思っております。同時にですね、現在の市街化調整区域地区計画から通常の地区計画に変更をしていく考えであります。5 ページ、6 ページは位置図、計画図となっておりますけれども、7 ページを見ていただくと、どこがどう変わったか新旧対照表になっております。旧の方と新の方とえらく違うような印象になりますが、旧の場合は市街化調整区域地区計画でありましたので、「次に掲げる建築物以外は建築してはいけません」、それで14項目だけ建築してもいいですよという地区計画を立てておりました。旧の場合は、14項目の建物は建ててよろしいですよということになっておりました。ですから、物販、店舗、今の大規模集客施設が営業できる用途に限定的な地区計画をかけさせていただいておりますけれども、これは市街化調整区域でありますのでこういう書きぶりになっておりました。今回は、近隣商業地域での用途を指定していきますので、今回予定しておりますのは「次に掲げる建築物は建築してはならない」、逆の言い方になっております。これはここに書いてあります5項目については建物を建築してはいけませんよという地区計画に変更していくことを考えております。変更の内容につきましては、住宅、あとは風営施設のマージャン、パチンコ屋等はですね、建たないような制限を加えております。そういう形ですね、手続きを今後、県と調整しながら、町決定でございますので、市街化区域の編入と同時期に決定告示を打っていく予定をしております。今後のスケジュールはあくまで予定でございますけれども考えております。それで、この特別用途地区、豊山町の地区計画の変更についての都市計画審議会の今後の予定としましては、愛知県の方から市街化区域の拡大の意見照会が7月ぐらいに予定をしておるといふふうに言われておりますので、愛知県の手続きと同調してやっていくという考えでおりますので、7月の都市計画審議会にお諮りをして決定をさせていただくと、それでそのときにいきなり議案を出してですね、どうでしょうかということではいけないものですから、会あるごとにですね、その時の一番正確な情報を都市計画審議会の方にご報告させていただいておりますので、7月の時には、またよろしくご論議をいただければと思っております。

会 長： はい、ありがとうございました。ただ今、ご説明がございましたが、何かご質問はございますでしょうか。

それでは、特に質問もないようですので、この都市計画審議会を終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

司 会： どうもありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶をさせていただきます。

(町長閉会のあいさつ)

町 長： 長時間にわたりまして、熱心なご審議誠にありがとうございました。

今日ご審議いただきました都市計画マスタープラン、これにつきましては町には第4次総合計画という大きな計画がございます。この中に、都市計画マスタープラン或いは福祉関係、或いは教育関係、こういうものをそれぞれの立場で調査しまして、それを第4次に反映していくということでございますので、これからもいろんな形で皆様方にご厄介になっていくものと思っております。その折にはまた1つご審議賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございました。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成21年度第3回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成22年3月24日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 桑 峯 夫